平成 26 年度末に中期目標期間が終了する法人に対する 「勧告の方向性」への対応状況

[]	第1WG 担当〕																			
0	医薬基盤・健康・栄養研究所	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 1
0	年金積立金管理運用	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 7
〔第	[2WG 担当]																			
0	産業技術総合研究所	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 9
0	日本貿易振興機構	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- 18
〔第	3WG 担当〕																			
0	日本原子力研究開発機構	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• 2
〔第	[4WG 担当]																			
0	国立がん研究センター	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- 3
0	国立循環器病研究センター	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	- 34
0	国立精神・神経医療研究センター	•		•	•	•	•	•			•			•	•	•	•		•	- 30
0	国立国際医療研究センター	•			•	•		•		•	•			•	•	•	•		•	- 38

国立成育医療研究センター

国立長寿医療研究センター

(第1WG)

〇 医薬基盤・健康・栄養研究所(国立研究開発法人) (新中(長)期目標終了年度:平成34年度)

厚生労働省

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
【国立健康・栄養研究所及び医薬基盤研究所共通】	
1. 統合に伴う研究体制等の見直し	第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
□ 研究開発成果の最大化と、統合効果発揮の観点から、①両研究所	C. 統合による相乗効果を発揮するための研究に関する事項
の研究部門の横断的再編、②研究ユニットの機動的再編、③研究課	旧医薬基盤研究所は、これまで我が国の医薬品等の創出に貢献する研究機関とし
題に応じた柔軟な研究員の配置、の仕組みを構築。	て、着実な成果を上げてきたところであり、また、旧国立健康・栄養研究所は、栄養
□ 研究員相互間の情報交換の活性化等、研究資源、研究シーズの相	と身体活動に関する国の施策や健康食品を中心とする国民の食の安全の確保に大き
互利用を促進。	く寄与してきたところである。
□ 内部統制に係る関係規程の整備、研修の実施、意見交換の実施。	両法人の統合を踏まえ、革新的な医薬品の研究開発、免疫に関する基礎研究や臨床
	サンプルを用いた研究等の経験及び薬用植物の鑑別や植物成分の分析等に関する技
	術を始めとする「医薬品等に関する専門性」と健康食品素材の安全性・有用性に関す
	る研究、生活習慣病に関する基礎研究や疫学調査等の経験及び食品成分分析等に関す
	る技術を始めとする「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進し、国民
	の健康の保持増進や安全性の確保に資する新たな成果を生み出すため、中長期目標期
	間中に、例えば以下のような新たな研究課題に取り組むこと。
	□医薬品と食品の相互作用に関する研究
	・生活習慣病の新しい予防法に関する研究
	・健康に関する機能性を表示した食品の品質評価に関する研究
	第4 業務運営の効率化に関する事項
	1.業務改善の取組に関する事項
	(2) 統合による新たな研究課題への取組のための措置
	旧医薬基盤研究所と旧国立健康・栄養研究所の統合を踏まえ、両研究所の「医薬

品等に関する専門性」と「食品・栄養等に関する専門性」を融合した研究を推進するため、例えば第3のCに掲げるような新たな研究課題への取組を効果的かつ効率的に実施し、研究成果の最大化に資する観点から、以下の措置及び第6の(1)の措置を講ずること。

- ・ 統合後の新たな研究課題等に適応した研究部門の再編を組織横断的に実施するとともに、研究部門に属する研究ユニット等を研究テーマ等に応じて機動的に再編できる仕組みを構築すること。また、その実効性を確保するため、研究員等を柔軟に配置できる仕組みを構築すること。
- ・ 上記の取組を通じて、本研究所が実施している研究開発業務について、人的及び物的資源の適切な配分を踏まえた更なる重点化を図ること。
- ・ それぞれの事務所に所属する研究員相互間における、テレビ会議システムを活用した日常的な研究情報の交換や、ICTを活用した研究機関誌の共同発行を進めるとともに、研究開発を推進していく上で必要となる技術、能力、人材、設備及び研究シーズの相互利用を活性化する仕組みを構築すること。
- ・ 管理部門について、内部統制の強化及び知的財産管理等の研究サポート業務の 充実を図りつつ、合理化すること。

第6 その他業務運営に関する重要事項

(1) 内部統制に関する事項

内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」 (平成26年11月28日行政管理局長通知)に基づき業務方法書に定めた事項の運用を確実に図るとともに、危機管理の観点から、研究における不正やバンク事業における試料の取り違えが起きないよう関係規程の充実を図るとともに、研究員を含む役職員に対し、担当業務に関連した内部統制に係る研修を行うなどの取組を強化すること。

また、統合後も引き続き研究施設が各地に置かれることから、各研究施設に置かれる内部統制責任者と本部の内部統制担当責任者及び内部統制担当部門の定期的な意

見交換の実施など、組織全体としての内部統制の充実を図ること。

【国立健康・栄養研究所】

- 2. アウトカム目標達成に向けた調査研究業務の重点化
 - ・ 従来の目標に加え、医療費の抑制や健康寿命の延伸等、具体的かつ明確な、アウトカムに関連した目標を設定。
 - ・ 当該アウトカムに関連した目標を達成し、研究開発成果の最大化 を図るため、研究マネジメントを構築し、人的・物的資源の適時・ 適切な配分を通じた研究開発の重点化。
- 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
 - B. 健康と栄養に関する事項
 - 1. 研究に関する事項
 - (1)日本人の健康寿命延伸に資する身体活動と栄養の相互作用に関する研究 本研究所の有する、身体活動・栄養研究に関する高度な専門性を活かし、日本人 の知見が不足している高齢者などのエネルギー・栄養所要量の確立に関する研究、 ヒト集団における大規模介入研究等を通じて、身体活動と栄養の相互作用について の解明を進め、健康寿命の延伸を目指したガイドライン等の妥当性の検証、将来に 向けての効果的なエビデンスの構築等を図ること。
 - (2)日本人の食生活の多様化と健康への影響及び食生活の改善施策に関する栄養疫学的研究

日本人の食生活の多様性を科学的に評価し、それが健康に及ぼす影響について疫 学的研究を行うこと。また、その成果を活かした食生活改善に向けた施策への提言 を行うとともに、生活習慣病の予防法の確立や健康格差の縮小に寄与すること。

- (3)健康食品を対象とした有効性評価及び健康影響評価に関する調査研究 健康食品に関する国民の関心が高まる一方で、自由な経済活動を確保しようとす る流れもある。こうした中、公平・公正な視点から健康食品等に含まれる素材や成 分の有効性と健康影響に関する調査研究を進め、国民の食に関する安全の確保及び 業の健全な進展に資すること。
- (4)国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するための関連研究領域の基礎的、独 創的及び萌芽的な研究

国の公衆衛生施策に寄与する研究者を育成するため、課題克服、エビデンス創出等を目指した関連領域の研究を行うとともに、我が国のヒトに関する健康・栄養研究の底上げを目指すこと。

第6 その他業務運営に関する重要事項 (4) 外部有識者による評価の実施・反映に関する事項 研究分野における業務計画、運営、業績については、目標の達成状況を随時把握し、 必要に応じ研究開発の継続そのものに関する助言・指導を行う外部有識者から構成さ れる研究マネジメント体制を構築し、評価結果を人的及び物的資源の適時・適切な配 分に反映させ研究開発業務の重点化を図るなど評価結果を積極的に活用し、公表する こと。 【国立健康・栄養研究所】 3. 特別用途食品の収去試験の登録試験機関の活用 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 □ 民間登録試験機関による実施状況に応じて、関与成分の分析方法 B. 健康と栄養に関する事項 が標準化されていない食品の収去試験に特化。 2. 法律に基づく事項 □ 適切かつ公正な試験手順等の検討を進め、関与成分の分析の標準 (2) 収去試験に関する業務及び関連業務 化及び開示、検査精度の維持・管理に一層重点化。 食品表示は、消費者が栄養成分や熱量の摂取状況の目安を把握して自らの健康増 進に資するための情報であり、当該食品の成分量が正しく表示されている必要があ る。本研究所は、健康増進法第27条第5項及び食品表示法第8条第7項の規定に より本研究所が行うこととされている収去された食品の試験業務並びに健康増進 法第26条第3項の規定による特別用途食品の許可試験を的確に実施するととも に、成分分析に係る分析値の信頼性を向上するため、検査方法の標準化及び改良、 検査精度の維持管理に重点的に取り組み、関連省庁における食品表示に関する取組 に専門的な立場から協力すること。 なお、食品表示法に基づく栄養表示に関する収去試験の実施は、民間の登録検査 機関の活用が進められた場合には、民間の登録検査機関による実施状況に応じて、 本研究所の業務を縮小すること。 【国立健康・栄養研究所】 4. 研究施設の外部利用促進と自己収入確保 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 □ 国民の共有財産の活用という観点から、本法人での活用を優先す B. 健康と栄養に関する事項 るとともに、施設の外部利用を進め、国全体としての研究成果の最 3. 国際協力・産学連携に関する事項

大化に繋げるべき。 □ メンテナンス等に要する費用をもとに算定した利用料を定め、外部利用に供し、自己収入を確保。	(2) 産学連携等による共同研究・人材育成 科学技術基本計画を踏まえ、本研究所の保有する人材・情報・技術等を活かして、 大学及び民間企業等との間で研究所研究員の派遣や研究員の受入れを積極的に行い、国内外の産業界を含む健康・栄養・食品関係の機関との共同研究の拡充、人材の養成と資質の向上、研究設備の共同利用や外部利用を推進すること。 (注) 研究設備には、御指摘のヒューマンカロリーメーターを含む。
【医薬基盤研究所】	
 5. バンク事業の連携強化 □ バンク事業を行っている他の独立行政法人と情報共有 □ バンク情報を一覧にするなど、利用者にとって利用しやすい環境の整備 	第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項 A. 医薬品等に関する事項 2. 生物資源に係る研究及び創薬等支援 (1) 難病・疾患資源に係る研究及び創薬等支援 難病・疾患研究に重要なヒト組織・細胞等及び疾患モデル動物の開発、品質高度 化、遺伝子等の情報付加並びにヒト試料等の研究利用における政策・倫理研究等の研究を行うこと。また、これらの生物資源の収集、維持、品質管理、提供及び政策・倫理研究の成果の普及等を通じて医薬品等の開発を支援すること。 なお、本研究所が実施するバンク事業について、試料は有用な研究ツールであるため、その更なる利活用を図り、品質管理を強化する観点から、バンクの利用者のニーズ等を踏まえ、試料の価値を高めるために必要な情報を付加するとともに、試料に係る各種情報について共有し、もってバンク事業を行っている他の独立行政法人との連携を強化すること。 また、その際には、バンクの利用者にとって分かりやすく、より一層利用しやすい環境整備を図ること。
【医薬基盤研究所】	
6. クロスアポイントメント制度の導入□ 大学等との間でクロスアポイントメント制度の導入。	(2)人事及び研究環境の整備に関する事項 ウ 「「日本再興戦略」改訂 2014-未来への挑戦-」を踏まえ、大学等との間でのクロスアポイントメント制度(各法人と大学等のそれぞれと雇用契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことができる制度)を導入すること。

【医薬基盤研究所】

- 7. 繰越欠損金の解消
- (1) 実用化研究支援事業
- □ 研究成果の早期実用化のための指導・助言
- □ 繰越欠損金の解消のための指導・助言を適時・適切に実施

第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

- A. 医薬品等に関する事項
 - 3. 医薬品等の開発振興
 - (2) 特例業務及び承継事業等
 - ア 画期的医薬品・医療機器の実用化段階の研究を行うベンチャー企業等を支援す る実用化研究支援事業(平成23年度廃止)の既採択案件のフォロー、成果の創 出等を行う特例業務を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、繰越 欠損金の解消状況を随時把握し、必要に応じ指導・助言を行うなどマネジメント を強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図り、平成4 0年度までの解消計画の随時見直しを行い、着実に繰越欠損金の解消を目指すこ

【医薬基盤研究所】

- 7. 繰越欠損金の解消
- (2) 承継事業
- □ 承継事業の事業終了年度前の終了を含む抜本的な見直し
- 第3 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項
- A. 医薬品等に関する事項
 - 3. 医薬品等の開発振興
 - (2)特例業務及び承継事業等
 - イ 旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構で実施した出資事業に係る資金の 回収を行う承継事業等を実施するに当たり、適正な体制を構築するとともに、研 究成果の実用化により将来得られる収益見込みを精査し、毎年度見直すなどマネ ジメントを強化することにより、研究成果の早期実用化及び収益の最大化を図 り、着実に繰越欠損金の解消を目指すこと。

なお、研究成果の実用化により将来得られる収益見込みと事業終了による回収 額を比較し、事業終了による回収額が上回る場合は、事業終了年度前の事業の終 了を含め承継事業の抜本的な見直しを行うこと。

厚生労働省

〇 年金積立金管理運用独立行政法人(中期目標管理型)(新中(長)期目標終了年度:平成31年度)

	「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
1	. 高度で専門的な人材の確保とその活用等	第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
		7. 管理及び運用能力の向上
		(1)高度で専門的な人材の確保とその活用等
		高度で専門的な人材に必要とされる専門的能力を精査し、当該専門的能力を必要
		とする業務等を明らかにするとともに、その人材の受入に伴う環境整備を図るこ
1.	高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するための評価シ	また、高度で専門的な人材の法人に対する貢献を維持するため、業績を定期的に
	ステムの構築・導入	評価するシステムを構築・導入し、必要な場合には、雇用関係の見直しを可能とす
		るなど、人材の適時適切な配置を図ること。 さらに、高度で専門的な人材を活用した研修等を実施することにより、本法人の
		職員の業務遂行能力の向上を目指すこと。
•	高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性に係る説明責任の徹底	なお、高度で専門的な人材の報酬水準の妥当性については、その報酬体系を成果
		連動型とすることや民間企業等における同様の能力を持つ人材の報酬水準と比較 するなどの手法により、国民に分かりやすく説明すること。
		専門人材の強化・育成については、適宜、運用委員会にその状況を報告し、その
		意見も踏まえて、積極的に推進すること。
		8. 調査研究業務
		(1)調査研究業務の充実
•	高度で専門的な人材を活用した職員の業務遂行能力の向上と調査	現在、主に大学との共同研究やシンクタンク等へ委託することにより実施している。
	研究によるノウハウの蓄積	る調査研究業務を当該人材を含めた法人の職員が担うことにより、年金積立金の管理及び運用に関するノウハウを法人内に蓄積することを目指すこと。
2	. 情報セキュリティ対策	第6 その他業務運営に関する重要事項
		3. 情報セキュリティ対策
	情報セキュリティ対策の有効性の評価を日常的に実施	情報セキュリティポリシー(基本方針)に基づく情報セキュリティマネジメント
		を厳格に実施するとともに、法人における情報セキュリティ対策の有効性を評価 し、当該対策が十分に機能していることを日常的に確認すること。
		し、 コ政刈泉が1万に成形していることを日前印に推説すること。
1.	関係諸機関における情報管理体制の有効性評価の仕組みを構築	また、法人の役職員のみならず法人の外部の運用受託機関等の関係機関における
		情報管理体制の有効性を法人が自ら評価する仕組みを構築すること。

3. 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化

費用対効果を勘案した上で、オルタナティブ投資に関するリスク管 理システムの開発を検討

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

7. 管理及び運用能力の向上

(2) 運用対象の多様化に伴うリスク管理の強化

オルタナティブ投資に関するリスク管理を含めたポートフォリオ全体のリスク管理システムについて、費用対効果を勘案した上で、自ら開発することを含め検討すること。

また、リスク管理について、フォワード・ルッキングなリスク分析機能の強化、 リスク管理分析ツールの整備、情報収集・調査機能の強化を進めるなど高度化を図 ること。

4. 調査研究業務

- 高度で専門的な人材を活用した調査研究の実施
- 調査研究により得られたノウハウの本法人内における蓄積

• 大学等外部機関との共同研究、委託研究に係る情報漏えい対策の徹 底

第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

8. 調査研究業務

(1)調査研究業務の充実

年金積立金管理運用独立行政法人法では、年金積立金の管理及び運用に係る調査研究業務は、付随業務として位置付けられているが、高度で専門的な人材を活用した法人内部での調査研究を拡充できるような体制の整備を図り、調査研究によって得られたノウハウを蓄積し、将来に渡って年金積立金の管理及び運用を安全かつ効率的に実施していくこと。

(2)調査研究業務に関する情報管理

具体的な運用手法に結びつく調査研究業務について、共同又は委託により実施する場合には、契約において守秘義務を課している現状の取扱いに加えて、法人が自ら共同研究者又は委託研究機関の守秘義務の遵守状況を検証する仕組みを構築すること等により、情報漏えい対策を徹底すること。

〇 産業技術総合研究所(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成31年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項 新中長期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述(抜粋) 1. 事務及び事業の見直し (1)従来の「橋渡し」機能の実績等の検証及び次期中長期目標におけ る「橋渡し」機能を踏まえた評価軸の整備 このため、新たな「橋渡し」機能の強化に当たっては、これまで 1.「橋渡し」機能の強化 産総研は、これまでも、基礎研究段階の技術シーズを民間企業等による事業化が可能な の研究実施体制や成果の普及について分析・検証した上で、企業が 事業化に向けて必要とする研究を本法人が担うことが重要である。 段階にまで発展させる「橋渡し」の役割を、様々な分野で行ってきたところであるが、第 したがって、次期中長期目標において、新たな「橋渡し」研究の 4期中長期目標期間中にこの「橋渡し」機能を抜本的に強化することを促すため、同目標 評価に当たっては、研究段階、研究特性等を踏まえて適切な評価軸 |期間の終了時(平成 32 年 3 月)までに、受託研究収入等、民間企業からの資金獲得額を、 を検討・設定し、さらに、大企業と中堅・中小企業の件数の比率を |現行(約 46 億円/年)の 3 倍(約 138 億円/年)以上とすること目標として掲げ、以下の 考慮した上で、企業からの資金提供額(資料1参照)を目標として┃取り組みを行うものとする。なお、当該目標の達成に当たっては、大企業と中堅・中小企 策定するものとする。 業の件数の比率に配慮するものとする。 また、一定金額規模以上の「橋渡し」研究を企業と実施した案件 民間からの資金獲得目標の達成に向けては、年度計画に各研究領域の目標として設定す | るとともに、産総研全体として目標を達成するためのPDCAサイクル等の方法につい については、正確な事実を把握し、PDCAサイクルの推進を図る ため、その後の事業化の状況(件数等)の把握を行うものとする。 て、中長期計画に記載するものとする。 【目標】 本目標期間の終了時(平成32年3月)までに、受託研究収入等、民間企業からの資金 獲得額を、現行(約 46 億円/年)の 3 倍(約 138 億円/年)以上とすることを最も重要な 目標とする。 【重要度:高】【優先度:高】 本目標期間における最重要の経営課題である「橋渡し」に係るものであり、また、我が

【難易度:高】

国のイノベーション・システムの帰趨にも影響を与えうるものであるため。

メント等を図ることが必要であり、これまでの産総研における取組方法の変革が求められるため。

併せて、一定金額規模以上の橋渡し研究を企業と実施した案件については、正確な事実を把握し、PDCAサイクルの推進を図るため、その後の事業化の状況(件数等)の把握を行うものとする。

(2) 創造的業務に関する重点分野の明確化

・ したがって、本法人が、引き続き、世界トップレベルに立つ研究 機関を目指すためには、従来から行っている研究について、世界ト ップレベルの成果を生み出したかの観点から分析・検証した上で、 世界トップレベルを担う研究分野を特化し、「独立行政法人の目標 策定に関する指針」(平成26年9月2日総務大臣決定)を踏まえ、 世界トップレベルの成果創出に向けた客観的目標を策定するもの とする。

(1)「橋渡し」につながる基礎研究(目的基礎研究)

「橋渡し」機能を持続的に発揮するには、革新的な技術シーズを継続的に創出することが重要である。このための目的基礎研究について、将来の産業ニーズや内外の研究動向を的確に踏まえ、産総研が優先的に取り組むべきものとなっているかを十分精査して研究テーマを設定した上で、外部からの技術シーズの取り込みや外部人材の活用等も図りつつ、積極的に取り組むものとする。また、従来から行ってきた研究テーマについては、これまで世界トップレベルの成果を生み出したかという観点から分析・検証して世界トップレベルを担う研究分野に特化するものとする。

これにより、将来の「橋渡し」研究に繋がる革新的な技術シーズを創出するとともに、特定国立研究開発法人(仮称)の目指す世界トップレベルの研究機関としての機能の強化を図るものとする。

目的基礎研究の評価に当たっては、研究テーマ設定の適切性に加え、優れた論文や強い 知財の創出(質及び量)を評価指標とする。

2. 業務実施体制の見直し

1 組織体制の再構築

(1)研究推進体制の見直し

・ このため、経済産業大臣は本法人に対し、「特定国立研究開発法人(仮称)」を目指すための考え方と新たな「橋渡し」に資するための考え方を次期中長期目標で示した上で、本法人が重点を置いて取り組む研究分野を明確にした方針(以下「新たな方針」という。)を策定し、それに基づきそれぞれの研究に最適な体制を構築するも

(別紙1)第4期中長期目標期間において重点的に推進するべき具体の研究開発の方針 【エネルギー・環境領域】

○新エネルギーの導入を促進する技術の開発

太陽光についてはコスト低減と信頼性向上を実現するとともに、複合化や新概念に基づく革新太陽電池の創出を図るものとする。また、再生可能エネルギー大量導入のためのエネルギーネットワーク技術、さらには大規模地熱利用技術等にも取り組むものとする。

のとする。

○エネルギーを高密度で貯蔵する技術の開発

再生可能エネルギー等を効率良く水素等の化学エネルギー源に変換し貯蔵・利用する技術を開発すると共に、電源の多様化にむけた車載用、住宅用、産業用の蓄電技術を開発するものとする。

○エネルギーを効率的に変換・利用する技術の開発

省エネルギー社会を実現するために、ワイドギャップ半導体パワーエレクトロニクス技術、熱エネルギーの利用技術、自動車用エンジンの高効率燃焼技術等を開発するものとする。

○エネルギー資源を有効活用する技術の開発

メタンハイドレート等のエネルギー資源の有効利用にかかわる技術を開発するものと する。

○環境リスクを評価・低減する技術の開発

産業と環境が共生する社会の実現に向けて、ナノ材料等の環境リスクを分析、評価する 技術、レアメタル等の資源循環を進める技術並びに、産業保安を確保するための技術を開 発するものとする。

【生命工学領域】

○創薬基盤技術の開発

創薬のリードタイムを短縮するために、古典的新薬探索から脱却し、短時間に低コストで成功率の高い創薬プロセスを実現する創薬最適化技術、ゲノム情報解析技術、バイオマーカーによる疾病の定量評価技術などの新しい創薬の基盤となる技術を開発するものとする。

○医療基盤・ヘルスケア技術の開発

豊かで健康なライフスタイル実現のために、再生医療等の基盤となる細胞操作技術と幹細胞の標準化を行うものとする。また、健康状態を簡便に評価できる技術の開発を行うとともに、生体適合性の高い医療材料や医療機器の研究開発を行うものとする。

○生物機能活用による医薬原材料等の物質生産技術の開発

遺伝子組換え技術を用いて微生物や植物の物質生産機能を高度化し、医薬原材料等の有用物質を効率的に生産する技術を開発するものとする。

【情報・人間工学領域】

○ビッグデータから価値を創造する人工知能技術の開発

ビッグデータの分析・試験・評価による知的なサービス設計等を支援するため、脳のモデルに基づく人工知能技術や人工知能の活用を促進するプラットフォーム技術など、人工知能が効率良く新たな価値を共創する技術を開発するものとする。

○産業や社会システムの高度化に資するサイバーフィジカルシステム技術の開発

ひと、もの、サービスから得られる情報を融合し、産業や社会システムの高度化に資するサイバーフィジカルシステムを実現する統合クラウド技術や軽量でスケーラブルなセキュリティ技術、そこから得られるデータをサービスの価値に繋げる技術などを開発するものとする。

○快適で安全な社会生活を実現する人間計測評価技術の開発

人間の生理・認知・運動機能などのヒューマンファクターを明らかにし、安全で快適な 社会生活を実現するため、自動車運転状態をはじめとする人間活動の測定評価技術を開発 するものとする。また、人間の運動や感覚機能を向上させる訓練技術の研究開発を行うも のとする。

○産業と生活に革命的変革を実現するロボット技術の開発

介護サービス、屋内外の移動支援サービス、製造業など様々な産業においてロボットによるイノベーションの実現をめざし、人間共存型産業用等のロボットや評価基準・評価技術などの関連技術を開発するものとする。また、環境変化に強く自律的な作業を実現するロボット中核基盤技術を開発するものとする。

【材料・化学領域】

○グリーンサステイナブルケミストリーの推進

再生可能資源等を用いて、高効率かつ低環境負荷で、各種の基礎及び機能性化学品を製

造し、高度利用するための基盤技術を確立するものとする。また、空気を新たな資源として利用可能な触媒技術の開発にも取り組むものとする。

○化学プロセスイノベーションの推進

各種の基礎及び機能性化学品等の製造プロセスの高効率化・省エネルギー化を実現する ための化学プロセス技術を開発するものとする。また、高温・高圧等の特異な反応場を積 極的に利活用し、精密な制御が可能な新しい化学プロセス技術を開発するものとする。

○ナノカーボンをはじめとするナノ材料の開発とその応用技術の開発

ナノカーボン高効率合成およびナノカーボン複合材料製造技術等、ナノ材料のナノ構造精密制御技術や複合化技術、及び先端計測技術を開発するものとする。また、材料・デバイス開発促進のために、高度な計測技術、理論・計算シミュレーションを利用した材料開発を行うものとする。

○新たなものづくり技術を牽引する無機機能材料の開発

無機系新素材の創製とスケールアップ製造技術及び部材化技術を開発し、資源制約の少ない元素だけを使った高耐熱磁石等の、耐環境性および信頼性に優れた各種の産業部材を提供するものとする。

○省エネルギー社会構築に貢献する先進構造材料と部材の開発

省エネルギー社会構築を目指し、軽量構造材料などの設計やプロセス技術の開発によって、輸送機器の軽量化に資する構造部材、ならびに広い温度領域を想定し、各温度領域に適した熱制御部材を開発するものとする。

【エレクトロニクス・製造領域】

○情報通信システムの高性能化および超低消費電力化技術の開発

情報データの処理量や通信量の増加に対応するため、省電力で高性能な IT 機器を実現する情報処理・記憶デバイス技術とその集積化技術、あるいはフォトニクス関連技術等を開発するものとする。更なる高性能化に向けたポストスケーリング集積化技術の確立や新しい情報処理技術の創出を目指すものとする。

○もののインターネット化に対応する製造およびセンシング技術の開発

社会インフラや生産設備の維持管理を効率化・高度化させるために、あるいは安全な社会生活を実現するために、新たなセンシング技術、センサネットワーク技術、収集データ利用技術などを開発するものとする。

○ものづくりにおける産業競争力強化のための設計・製造技術の開発

産業や社会の多様なニーズに対応した製品を省エネ、省資源、低コストで製造するために、設計マネジメント技術、印刷デバイス技術、ミニマルファブ技術、複合加工技術などを開発するものとする。製品の更なる高付加価値化を目指し、高機能フレキシブル電子材料等の新材料、機能発現形成型技術等を開発するものとする。

○多様な産業用部材に適用可能な表面機能付与技術の開発

パワーモジュール、燃料電池、構造材料等、種々の産業用部材、基材に対し自在なコーティングを可能とするために、コーティング技術を高度化するものとする。

【地質調査】

○地質調査のナショナルセンターとしての地質情報の整備

我が国の知的基盤整備計画に基づいて、国土およびその周辺海域の地質図、地球科学基本図のための地質調査を系統的に実施し、地質情報を整備するものとする。

○レジリエントな社会基盤の構築に資する地質の評価

国および地域の防災等の施策策定に役立てるために、地震・火山活動および長期地質変動に関する調査と解明を行い、地質災害リスクの予測精度向上のための技術を開発するものとする。

○地圏の資源と環境に関する評価と技術の開発

国の資源エネルギー施策立案や産業の持続的発展に役立てるために、地下資源のポテンシャル評価および地圏環境の利用と保全のための調査を行い、そのための技術を開発するものとする。

○地質情報の管理と社会利用促進

国土の適切な利用と保全などを目指して、地質情報や地質標本を体系的に管理するとともに、効果的に成果を発信することにより、地質情報の社会利用を促進するものとする。

【計量標準】

○計量標準の整備と利活用促進

知的基盤整備計画に基づき、物理標準と標準物質の整備を行うとともに、計量標準の利活用を促進するため、計量標準トレーサビリティシステムの高度化を進めるものとする。 さらに、単位の定義改訂に対応するなどの次世代計量標準の開発を推進するものとする。

○法定計量業務の実施と人材の育成

計量法の適切な執行のため、特定計量器の基準器検査、型式承認試験等の試験検査・承認業務を着実に実施するとともに、計量教習などにより人材育成に取り組むものとする。 さらに、新しい技術に基づく計量器の規格策定等にも積極的な貢献を図るものとする。

○計量標準の普及活動

中小企業なども計量標準の利活用ができるよう環境を整備し、情報提供や相談などにより計量標準の普及に取り組むものとする。また、計量標準の管理・供給、国際計量標準と工業標準への貢献及び計量標準供給制度への技術支援を行うものとする。

○計量標準に関連した計測技術の開発

計量標準に関連した計測・分析・解析手法及び計測機器、分析装置の開発、高度化を行うものとする。また、計量に係るデータベースの整備、高度化に取り組むものとする。

(2)組織の見直し

上記に掲げる事項を実現するため、本部組織と各研究領域等との役割・責任関係のあり 方も含め、現在の組織・制度をゼロベースで見直し、目的基礎研究から実用化までの「橋 渡し」を円滑かつ切れ目無く実施するため、研究領域を中心とした最適な研究組織を構築 する。

「橋渡し」機能を強化するには、中核となる研究者を中心に、チームとして取り組む体制づくりも重要であり、支援体制の拡充を図るとともに的確なマネジメントが発揮できる環境を整備するものとする。

(2)イノベーション推進本部の見直し

・ このため、新たな「橋渡し」の一貫で実施する産学官連携等については、産業界のニーズ把握と大学等の有する技術シーズの分析を行い、それらのマッチングにより課題解決方策の検討と研究推進組織に対して、研究計画の設計まで関与できる専門人材を強化することとする。

2 地域センター

・ このため、本法人は、次期中長期目標期間の早期の段階で、地域 センターごとに「橋渡し」機能の進捗状況の把握・評価を行った上 で、「新たな方針」を踏まえ、「橋渡し」機能が発揮できない地域セ ンターについては、他地域からの人材の異動と併せて地域の優れた 技術シーズや人材を他機関から補強することにより研究内容の強 化を図る。その上で、将来的に効果の発揮が期待されない研究部門 等を縮小若しくは廃止するものとする。

3 博士人材育成及び人事交流の促進

(1)産総研イノベーションスクール

・ このため、次期中長期目標期間には、「新たな方針」を踏まえ、 民間企業等への博士号取得者の人材供給という目標を明確にした 上で実施するものとする。

<u>(2)リサーチアシスタント</u>

また、産学官連携や知財管理等に係るイノベーション推進本部等の本部組織についても、研究領域との適切な分担をし、産総研全体として「橋渡し」機能の強化に適した体制に見直すこととする。「橋渡し」の一環で実施する産学官連携等については、産業界のニーズ把握と大学等の有する技術シーズの分析を行い、それらのマッチングにより課題解決方策の検討と研究推進組織に対して、研究計画の設計まで関与できる専門人材を強化するものとする。

(8) 地域イノベーションの推進等

①地域イノベーションの推進

産総研のつくばセンター及び全国8カ所の地域センターにおいて、公設試等と密接に連携し、地域における「橋渡し」を推進するものとする。特に、各都道府県に所在する公設試に産総研の併任職員を配置することなどにより、公設試と産総研の連携を強化し、橋渡しを全国レベルで行う体制の整備を行うものとする。

また、第4期中長期目標期間の早期の段階で、地域センターごとに「橋渡し」機能の進捗状況の把握・評価を行った上で、別紙に掲げる重点的に推進するべき具体の研究開発も踏まえつつ、橋渡し機能が発揮できない地域センターについては、他地域からの人材の異動と併せて地域の優れた技術シーズや人材を他機関から補強することにより研究内容の強化を図るものとする。その上で、将来的に効果の発揮が期待されない研究部門等を縮小若しくは廃止するものとする。

3. 業務横断的な取組

(1) 研究人材の拡充、流動化、育成

上記1.及び2.に掲げる事項を実現するため、以下の取り組みにより、研究人材の拡充と流動化、育成に努めるものとする。

第一に、橋渡し研究の実施はもとより、目的基礎研究の強化の観点からも、優秀かつ多様な若手研究者の確保・活用は極めて重要であり、クロスアポイント制度や大学院生等を研究者として雇用するリサーチアシスタント(RA)制度の積極的かつ効果的な活用を図

・ このため、次期中長期目標期間には、「新たな方針」を踏まえ、 産総研イノベーションスクールと同様、民間企業等への博士号取得 者の人材供給という目標を明確にした上で実施するものとする。

(3) クロスアポイントメント制度

・ このため、「日本再興戦略」を踏まえ、本法人と大学等との間で のクロスアポイントメント制度(本法人と大学等のそれぞれと雇用 契約関係を結ぶ等により、各機関の責任の下で業務を行うことがで きる制度)を導入するものとする。

3. 福島再生可能エネルギー研究所

・ 本研究所では、世界に開かれた再生可能エネルギーの研究開発の 推進が求められることから、「新たな方針」を踏まえ、次期中長期 目標期間中の早期に研究所の役割を明確にした上で、進むべき方向 と研究資源の集約等に関する具体的な工程表を明らかにするもの とする。

ることとする。また、現在、新規研究者採用においては、原則として任期付研究員として 採用し、一定の研究経験の後に、いわゆるテニュア審査を経て定年制研究員とするとの運 用がなされているが、採用制度の検討・見直しを行い、優秀かつ多様な若手研究者の一層 の確保・活用に向けた仕組みの構築を進めるものとする。

さらに、産総研における研究活動の活性化に資するだけでなく、民間企業等への人材供給を目指し、実践的な博士人材等の育成に積極的に取組むものとする。具体的には、産総研イノベーションスクールの実施やリサーチアシスタント(RA)制度の積極活用等を通して、産業界が関与するプロジェクト等の実践的な研究開発現場を経験させるとともに、事業化に係る人材育成プログラムなどを活用することによって、イノベーションマインドを有する実践的で高度な博士研究人材等の育成を進めるものとする。

(8) 地域イノベーションの推進等

②福島再生可能エネルギー研究所の機能強化

平成26年4月に開所した福島再生可能エネルギー研究所については、これまで国や福島県の震災復興の基本方針に基づいて整備が行われてきたところ、エネルギー産業・技術の拠点として福島の発展に貢献するため、再生可能エネルギー分野における世界最先端で、世界に開かれた研究拠点を目指し、引き続き当該分野に関する研究開発に注力するものとする。また、地元企業が有する技術シーズ評価を通じた技術支援及び地元大学等との連携による産業人材育成に取り組むことにより、地元企業等への「橋渡し」を着実に実施するとともに、全国レベルでの「橋渡し」を推進するものとする。さらに、発電効率の極めて高い太陽電池や世界第3位の地熱ポテンシャル国であることを活かした大規模地熱発電、再生可能エネルギーの変動を大幅緩和するエネルギー貯蔵システム等の再生可能エネルギーに関する世界最先端の研究開発・実証拠点を目指し強化を図るものとする。強化に当たっては、東日本大震災復興関連施策の動向等を踏まえつつ、それまでの取組の成果を評価した上で、平成27年度中にその具体的な強化内容を明らかとし、残りの中長期目標期間において取り組むものとする。

〇 日本貿易振興機構(中期目標管理法人)(新中期目標終了年度:平成30年度)

O 1个复数派突派将(个别自综合建丛人)(初个别自综	
「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述(抜粋)
1. 事務及び事業の見直し	
1 目標設定及び適切な評価の在り方	3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
	(1) 対日直接投資の促進
・ このため、次期中期目標では、「「日本再興戦略」改訂 2014 -未来	政府目標である「2020 年における対内直接投資残高の 35 兆円への倍増(2012 年比)」
への挑戦-(平成 26 年 6 月 24 日閣議決定)」(資料 1 参照)におい	に向けて、政府・自治体及び関係機関がそれぞれの役割に応じて投資環境の整備や外国
て取り組むものとされている役割と政府目標を踏まえ、新たに海外	企業誘致等に取り組む必要がある中、日本貿易振興機構は、我が国における対日投資促
展開を達成した社数、誘致に成功した企業数や対日投資残高増への	進の中核機関として、政府の「対日直接投資推進会議」での議論を踏まえつつ、関係機
貢献、及び農林水産物・食品の輸出に係る成約額など業務実績を適	関等とも連携し、国内外ネットワークを活用して、オープンイノベーションの推進や地
切に評価するアウトカムと関連させた目標を策定するものとする。	域経済の活性化に資する対日直接投資促進に向けた以下の取組を一層強化・推進する。
	【指標】
	・ 投資プロジェクト管理件数について年平均 1,200 件以上を達成する。
	(前中期目標期間実績:平成26年度900件)
	・ 誘致成功件数について中期目標期間中に 470 件以上(うち大型等特定誘致案件 60 件
	以上)を達成する。
	(前中期目標期間実績:年平均 78 件(うち、大型等特定誘致案件 10 件))
	・ 対日直接投資促進事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、
	4 段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。
	(前中期目標期間実績:8 割以上を達成)
	• 自治体等のニーズを踏まえつつ、自治体等と連携した取組(トップセールス、セミナ
	一、外国企業等の招へい等)を積極的に行い、地域への投資誘致を効果的に行うこと。
	(関連指標:自治体等との連携件数)
	・ 規制改革等の状況、外国企業の要望等を踏まえつつ、外国企業の意見取り纏めや政府

への情報提供等の活動を十分に行い、我が国の投資環境の改善に繋げること。

(関連指標:政府への情報提供件数)

【重要度: 高】政府の日本再興戦略における対日直接投資残高倍増目標に貢献するため、

誘致案件を発掘・支援し、誘致成功に結びつけることが重要となるため。

【難易度:高】アウトカム目標として、外部の経済的・制度的な環境や外国企業の経営判

断などに大きな影響を受ける誘致成功件数を目標として設定しているた

め。

(2)農林水産物・食品の輸出促進

政府目標である「2020 年に農林水産物・食品の輸出額1兆円」に向けて、政府の定めた「国別・品目別輸出戦略」のオール・ジャパンでの取組体制の司令塔となる「輸出戦略 実行委員会」のメンバーとして、そこでの議論を踏まえつつ、政府、自治体、業界団体等 と連携した日本貿易振興機構によるワンストップ・サービスを更に強化し、農林水産物・ 食品の輸出を推進する。

【指標】

- ・ 輸出支援件数(延べ社数)について年平均 3,200 件以上を達成する。 (前中期目標期間実績:年平均 2,459 件)
- ・ 輸出成約金額(見込含む)について中期目標期間中に520億円以上を達成する。 (前中期目標期間実績:年平均72.3億円)
- ・ 農林水産物・食品の輸出促進事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート 調査を実施し、4段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。 (前中期目標期間実績:8割以上を達成)
- ・ 輸出戦略実行委員会品目別部会等での情報提供支援、セミナー、商談会、見本市等に 積極的に取り組み、品目別団体のオール・ジャパンでの取り組み支援を効果的に行う こと。

(関連指標:品目別の取組に貢献する事業実施件数)

事業者からの情報収集、政府への情報提供等を適時かつ十分に行い、輸出環境の整備

に繋げること。

(関連指標:政府への情報提供件数)

【重要度: 高】政府の日本再興戦略における輸出額1兆円の目標に貢献すべく、マッチング機会の提供など支援を実施し、輸出成約に結び付けることが重要となるため。

(3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

高い技術力を有し、海外市場で十分に勝負できる潜在力を有する中堅・中小企業など、 我が国企業の海外展開を推進するため、「今後5年間で新たに1万社の海外展開を実現す る」との政府目標を踏まえつつ、日本からの輸出や海外進出、進出後の現地展開や事業見 直し、さらには第三国展開まで一貫して支援し、独立行政法人中小企業基盤整備機構、自 治体、関係機関等と連携しつつ、切れ目なく実施する。また、海外進出した日系企業の支 援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。

【指標】

- ・ 新たな輸出・投資等の海外展開成功社数について年平均 400 社以上を達成する。 (前中期目標期間実績:平成 25 年度 190 社)
- ・ 輸出・投資等の海外展開支援件数(延べ社数)について年平均 3,600 件以上を達成する。

(前中期目標期間実績:年平均3,457件)

・ 貿易投資相談件数について年平均61,800件以上を達成する。

(前中期目標期間実績:年平均59,099件)

・ 知的財産権等に関わる相談件数について年平均 1,500 件以上を達成する。

(前中期目標期間実績:年平均1,443件)

・ 海外展開支援事業の利用者に対し「役立ち度」に関するアンケート調査を実施し、4 段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上を達成する。

(前中期目標期間実績:8割以上を達成)

・ 自治体等のニーズや地域の特性を踏まえつつ、地域が強みを持つ分野・産品等を有機 的に組み合わせながら、日本貿易振興機構が持つ様々な支援ツールを駆使して、地域 経済の活性化、地域の中堅・中小企業の輸出促進を効果的に行うこと。

(関連指標:地域支援プロジェクト形成件数)

海外の展示会等において関連する複数の分野を組合せた展示や関係機関と連携した パビリオン形成を積極的に行い、ジャパンブランドの効果的な発信に繋げること。

(関連指標:関係機関との連携件数)

ビジネス環境の改善や経済連携の強化等に向けた相手国政府との対話等の枠組みの 構築や二国間協力事業の実施等を通じて、相手国政府との関係を強化し、我が国の通 商政策や企業活動の円滑化に資すること。

(関連指標:相手国政府等への協力事業の実施件数)

【重要度:高】政府の日本再興戦略における新たに中小企業・小規模事業者1万社の海外 展開の実現目標等に貢献するため、マッチング機会の提供など支援を実施 し、海外展開成功に結び付けることが重要となるため。

【難易度:高】アウトカム目標として、外部の経済的・制度的な環境や企業の経営判断な どに大きな影響を受ける新たな海外展開成功社数を目標として設定してい るため。とりわけ、海外展開未経験企業を発掘、育成し、商談等の機会の 提供、綿密なフォローアップなど多くの手間と時間が必要であり、その難 度が特に高い。

(2) 事務所単位での評価

・ このため、次期中期目標期間では、各事務所の業績及びコスト情 (1)業務改善の取組 報を把握した上で、事務所単位での評価を実施するものとする。ま│(イ)組織体制・運営の見直し た、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサー ビスの質の向上に努めるものとする。

- 4. 業務運営の効率化に関する事項

また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコス ト情報を把握した上で、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用 するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率 化・質の向上を図る。

2 人材活用

中小企業の海外展開支援における企業OB等の人材活用につい

- 6. その他業務運営に関する重要事項
- (4) 人事管理

て、社会経済情勢の変化に的確に対応した人材を確保の上、実施す るものとする。

3 アジア経済研究所

このため、次期中期目標においては、本法人におけるアジア経済 研究所が果たすべき役割を明確にした上で、「独立行政法人の目標 る国立研究開発法人の準用規定に基づき、適切な評価軸を検討・設「項」を次のように定める。 定し、海外事務所、民間企業等の法人内外から研究ニーズを組織的 にくみ上げ、研究成果の最大化に向けた目標を策定するものとす る。

事業ニーズや社会経済情勢の変化を的確に踏まえつつ、勤務環境の整備等による女性活 躍の一層の促進、ナショナルスタッフの育成・活用、外国人職員の採用、国内外の外部組 織との人材交流、企業経験者等の外部人材の活用などを通じた人材の多様化を図る。併せ て、企業の成果創出や他機関との事業連携を効果的に進めるため、企業や外部機関等の多 様なビジネスニーズに対して、海外や地方に根ざし、実情を踏まえた的確な情報提供や支 援策等の提案が可能な職員を育成するための人材育成策を拡充する。そのためには、若 手・中堅職員が貿易・投資促進業務に求められる能力・専門性を向上させるべく、O I T・ 研修等を通じた人材育成策を拡充する。

- 3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
- | (4) 我が国企業活動や通商政策への貢献

アジア経済研究所については、独立行政法人通則法における国立研究開発法人の目標設 の策定に関する指針(平成26年9月2日総務大臣決定)| 等におけ | 定に関する規定を準用し、「研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事

> □○アジア経済研究所は、我が国における最大の新興国・途上国研究の拠点として、世界の 公共財となる付加価値の高い研究成果を創出すると同時に、新興国等に向けた日本企業の 貿易と投資の拡大と日本政府の通商政策の立案の基盤となり、またリスク把握の基礎とな る、質の高い分析と情報を提供する。

> ○グローバリゼーションの中でアジアをはじめとする新興国が高い経済成長を続け、日本 企業にとっての潜在的市場が拡大する一方で、それに伴い政治・治安情勢の不安定化、資 源価格の乱高下、所得格差の拡大、資源・環境制約の顕在化等の様々な課題が表面化して おり、新興国研究へのニーズが飛躍的に高まっている。こうした課題に応えるため、アジ ア経済研究所は、今後より高い専門性をもつ多様な研究者を集積させ、日本貿易振興機構 及び他の研究機関等との国内外のネットワークを最大限に活用し、より質の高い研究成果 と政策提言を創出・提供する。

○この目的を達成するために、「地域研究」は新興国の政府・経済界・社会のニーズを掘り起こしながら研究を行うとともに、「開発研究」は新興国等の成長戦略やグローバリゼーションに伴う課題に重点的に研究する。

○アジア経済研究所は、WTO、OECD、UNIDO、ADB、ERIA等の国際機関や海外の大学・研究機関との共同研究等を推進し、国内外の優れた研究人材を活用しながら、国際的な研究ハブとしての機能を高め、大学や民間企業では実施困難な先駆的かつ独創的な研究成果を創出することで、世界への知的貢献を目指す。研究成果・政策提言は、出版、国際シンポジウム・セミナー、ウェブサイト等を通じて、政策担当者やメディア、経済界、国民各層に提供するほか、新興国等の政府・産業界等にも発信していく。さらに、図書館の資料情報基盤の構築を通じて、研究プラットフォームを提供する。

【アジア経済研究所の研究成果に係る評価軸及び関連する指標】

○政策的・社会的・経済的観点からの評価軸 政策の基礎となる研究成果の創出を通じた産業・経済・社会への貢献

(評価指標)

- ・政策立案への貢献や研究成果の普及状況 (モニタリング指標)
- ・政策ブリーフィング件数:年平均282件以上
- ・成果普及セミナー・シンポジウム等の開催件数:年平均75件以上
- ・成果普及セミナー・シンポジウム参加者に対する「役立ち度」アンケート調査結果:4 段階評価で上位2つの評価を得る割合が8割以上
- ・定期刊行物や単行書、政策立案に寄与するポリシーブリーフや調査研究報告書等研究成果のウェブサイト上における閲覧件数(ウェブサイト上でのファイルのダウンロード件数も含む) について年平均195万件以上を達成する
- ○学術的観点からの評価軸

先駆的かつ大学・企業等で実現しがたい研究成果の創出

(評価指標)

- ・ 先駆的かつ独創的な研究成果の創出状況 (モニタリング指標)
- ・研究最終成果の外部査読:5点満点で平均3.5点以上
- ○国際的観点からの評価軸 国際共同研究等の推進を通じた世界への知的貢献

(評価指標)

- ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施状況 (モニタリング指標)
- ・国際機関や海外の研究機関との国際共同研究等の実施件数:年平均7件以上

2. 業務実施体制の見直し

1 国内事務所

<u>(1)開設の考え方</u>

・ このため、現行の中期目標期間中の最先発の山梨事務所については、今年度末をもって開設から2年を経過することから、開設前に見込んでいた地域のニーズとの相違、及び費用と便益について速やかに検証するものとする。また、今後の事務所開設については、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現状等の把握、中小企業の海外展開の可能性の分析など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較して判断するとともに、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な見直しを進めるものとする。

その他の3事務所及び今後開設予定の事務所についても、次期中期目標期間中に開設から一定期間を経過することを踏まえ、事務所

- 4. 業務運営の効率化に関する事項
- (1)業務改善の取組
- (イ)組織体制・運営の見直し

組織体制の見直しについては、柔軟に組織を変更できる独立行政法人の制度趣旨を活かし、本部、国内事務所、海外事務所及びアジア経済研究所間での連携強化や情報の円滑な流通を促進し、「3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項」に示した目標の達成に向けて、事業のより効果的な実施が可能となる組織設計を行う。

また、国内外の各事務所がサービスの最前線であることから、各事務所の業績及びコスト情報を把握した上で、中期計画において定める評価手法に基づき、事務所単位での評価を実施する。また、利用者アンケートを活用するなどにより、事務所単位でのサービスの質の向上に努め、事務所ネットワークの効率化・質の向上を図る。

○国内事務所

の開設の効果について同様に検証するものとする。

なお、検証に当たっては、管轄地域において支援を行った企業が 海外展開した数の伸びや輸出額の増減など、事務所開設前に当該地 域を管轄していた事務所又は大阪本部の業績に与えた影響の観点 を踏まえて実施するものとする。

(2)配置の考え方及び見直し

・ 次期中期目標期間においては、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進めるものとする。

2 海外事務所

(1) 将来ニーズを踏まえた配置

・ このため、次期中期目標期間においても、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進めるものとする。その際、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証するものとする。

(2) 在外日系企業の進出段階に応じたきめ細かな支援

・ このため、次期中期目標期間においては、在外日系企業の進出段階に応じた支援ニーズを積極的に把握し、それぞれのニーズに応じた支援方策について検討を行った上で、継続的に支援を実施するものとする。

今後の国内事務所の開設に際しては、地域における中小企業社数、海外展開や輸出の現 状及び可能性など定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で費用と便益を適切に比較 して判断することが必要であり、これらの視点を踏まえた開設の考え方について、必要な 見直しを進める。また、前中期目標期間中に開設された事務所及び今後開設予定の事務所 について、開設から一定期間を経た後(山梨事務所については初年度速やかに)、管轄地 域において支援を行った企業が海外展開した数の伸びや輸出額の増減などを踏まえて、事 務所の開設の効果について検証を行う。

また、引き続き、我が国における中小企業の海外展開や輸出の現状及び可能性、自治体の負担、事務所設置による効果などを検討し、国内事務所設置から生じる費用と便益を考慮し、国内事務所の配置について、本法人としての考え方を整理した上で、必要な見直しを進める。

さらに、中小企業基盤整備機構の地方事務所との共用化又は近接化を推進し、中小企業 の海外展開支援が一体的に行えるよう、一層の連携協力を図る。

○ 海外事務所

海外事務所については、アジア・アフリカといった新興国など企業の海外展開・政策的支援のニーズの高い地域と、欧米など対日投資活動の展開等の観点で重要となる先進国において、必要な拠点・ネットワークの強化を図る。その際、事務所単位での評価及び民間サービスの状況等も踏まえ、既存事務所の更なる見直しを実施するとともに、将来ニーズの高い新興国への事務所及び職員の配置を進める。さらに、配置の妥当性について、日本企業の現地への進出状況など、定量的・定性的な情報を総合的に把握した上で、検証する。

- 3. 国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項
- (3) 中堅・中小企業など我が国企業の海外展開支援

また、海外進出した日系企業の支援に際しては、ニーズや進出段階に応じた継続的な支援を実施する。

3 神戸における対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)の見 (3)保有資産等の見直し 直し

・ このため、IBSC神戸については、廃止を念頭に、地方自治体 との協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具 う。 体的方策について検討するものとする。

- 5. 財務内容の改善に関する事項

日本貿易振興機構の保有する資産については、詳細な資産情報の公表を引き続き行い、 多角的な観点からその保有の必要性について検証し、支障のない限り、国への返納等を行

対日投資ビジネスサポートセンター(IBSC)神戸については、廃止を念頭に、自治体と の協議を進め、常設オフィスの廃止や自治体への事業移管等の具体的方策について検討す る。

文部科学省

〇 日本原子力研究開発機構(国立研究開発法人)(新中(長)期目標終了年度:平成33年度)

〇 日本原子力研究開発機構(国立研究開発法人)(新	f中(長)期目標終了年度:平成 33 年度)
「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
1. 組織のガバナンス強化	【文部科学省による反映箇所】
機構自身の業務及び原子力の安全性に対する国民の理解、信頼回復	・ 職員一人一人が徹底した安全意識を持って業務に従事し、業務上の問題点を改善して
のため、	いく観点から、現場レベルでの改善を推進する手法を導入する。
・ 現場レベルでの改善を統括する者の設置等、職員一人一人の安全	・ 理事長のリーダーシップの下、安全を最優先とした上で研究開発成果の最大化を図る
意識徹底、問題点の改善手法を直ちに導入。それぞれの業務管理責	ため、組織体制を不断に見直す。
任者たる役員がそれらの取組を先導し、進ちょくが遅れた場合には	・ 経営管理サイクルを適切に構築・実施することにより、継続的に改善する。その際、
関係役員の業績評価を踏まえた手当の減算等により責任を明確化	それぞれの業務を管理する責任者である役員が担当する業務について責任を持って取
・ 現場における、安全確保のための日々の実施事項、事故発生時の	組を先導する。
報告・連絡手順等の仕組みを直ちに整備	・ 法令遵守を含めた安全管理に関する基本事項を定めるとともに、自主保安活動を積極
・ 安全管理に係る組織や体制の不断の見直し	的に推進し、施設及び事業に関わる原子力安全確保を徹底する。
・ 原子力そのものの安全性向上に貢献するため研究開発の内容等の	・ 機構の全ての役職員が自らの問題として安全最優先の意識を徹底し、安全を最優先と
明確化及び着実な取組	した組織体制のあり方について不断に見直しをしていく。
□ 上記取組の一層積極的・迅速な公表	・ 原子力安全及び核セキュリティの向上に不断に取り組み、所有する施設及び事業に関
	わる安全確保並びに核物質等の適切な管理を徹底する。これらの取組は、原子力の安全
	性向上のための研究開発等で得られた最新の知見を取り入れつつ、常に高度化していく
	とともに、それぞれの現場における、平時及び事故発生時等のマニュアル等について、
	新たに整備すべき事項は直ちに整備士し、不断に見直していく。
	・ 事故発生時の対応状況等については、これまでの課題を踏まえ、一層積極的かつ迅速
	に公表する。 【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 「業務上の問題点を改善していく観点から、~現場レベルでの取組」の部分について、 o 「勧告の方向性」で求めている「業務における安全を確保するために日々実施しなければならない事項、事故

等の発生時に必要となる対処方法、報告・連絡手順等の業務管理、保守点検方法等の仕組みの整備」について、

整備、運用、検証・見直し時期も含め、具体的かつ定量的に明記すべき。

2.「もんじゅ」における高速炉に関する研究開発

- ・ 文部科学省主導の下、法人において、可能な限り早期の再稼動に 向けた課題別の具体的な工程表の策定、個々の研究開発目的、成果 内容・時期・活用方法等の明確化
- □ 安全の確保を最優先とした上で、維持管理経費の削減方策の策 定、実施
- □ 現場レベルでの改善を統括する者の設置等、職員一人一人の安全 意識徹底、問題点の改善手法を直ちに導入
- ・ マニュアルの整備等、安全な稼動、事故防止のための管理、保守 点検方法等の仕組みを速やかに整備
- □ 国民の理解を得るよう分かりやすい公表

3. HTTR(高温ガス炉)における研究開発

- ・ 文部科学省は、高温ガス炉の実用化像やそれに向けた具体的な研究課題等の検討について、次期中長期目標期間中の早期に結論
- ・ 機構の研究開発業務の中での重点度の明確化
- □ 安全の確保を最優先としつつ、維持管理経費の削減方策の策定、 実施
- □ 法人において、実際に実施する具体的な研究開発内容の明確化。

【文部科学省による反映箇所】

- 運転再開までの間における維持管理経費の削減に努める。
- ・ 新規制基準へ適切に対応し、適合性確認を受けた後は速やかに運転を再開し、研究開発を進める。

その際、「もんじゅ研究計画」に示された方針に基づき、個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等を具体的かつ明確に示し、年限を区切った目標を掲げ研究開発を進め成果を創出するとともに、研究開発の進捗状況、国際的な高速炉に関する研究開発の動向、社会情勢の変化等に応じて必要な評価を受け、研究開発の重点化・中止等不断の見直しを行う。

- 再稼働に向けて国民の理解を得ることが必要不可欠であり、再稼働までの工程等について明確化し、国民に対してわかりやすい形で公表していく。
- ・ 「もんじゅ」における研究開発を進めるに当たっては、それぞれの役職員が担当する 業務について責任を持って取り組み、安全を最優先とした運転管理となるよう体制の見 直しを進め、現場の職員の安全意識の徹底やマニュアルの整備・見直し等、現場レベル での改善を推進する。

【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】

- o 「勧告の方向性」で求めている、「個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等」について、具体的かつ明確に記載すべき。
- o 「勧告の方向性」で求めている「維持管理経費の削減方策の策定」、「それに沿った取組」のそれぞれについて 具体的な目標を明記すべき。
- o 「勧告の方向性」で求めている「業務における安全を確保するために日々実施しなければならない事項、事故 等の発生時に必要となる対処方法、報告・連絡手順等の業務管理、保守点検方法等の仕組みの整備」について、 整備、運用、検証・見直し時期も含め、具体的かつ定量的に明記すべき。

【文部科学省による反映箇所】

- ・ 将来的な実用化に向けた課題や得るべき成果、成果の活用方法等を明確化し、研究開発を進める。
- 再稼動するまでの間における維持管理経費の削減に努める。
- ・ 高温ガス炉の安全性の確証や固有の技術の確立、熱利用系の接続に向けた要素技術等 の確立に資する研究開発を優先的に実施する。

【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】

o 「勧告の方向性」で求めている「維持管理経費の削減方策の策定」、「それに沿った取組」のそれぞれについて

成果時期・内容、活用方法等の具体化、計画的実施 具体的な目標を明記すべき。 「勧告の方向性」で求めている、「個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等」について、具 体的かつ明確に記載すべき。 o 「勧告の方向性」で求めている機構内での重点度の明確化について、その程度、理由・根拠を明記すべき。 4. 放射性廃棄物の最終処分等に関する研究開発 【文部科学省による反映箇所】 □ 放射性廃棄物の最終処分に関する研究開発等について、他の研究 |・ 超深地層研究所計画と幌延深地層研究計画については、「改革の基本的方向」を踏ま 機関への委託などにより重点化 えた調査研究を、委託などにより重点化しつつ着実に進める。 □ 埋設事業について、事業開始までの具体的な工程等の策定、着実 |・ 機構が行う低レベル放射性廃棄物の埋設事業においては、社会情勢等を考慮した上で、 な実施 可能な限り早期に具体的な工程等を策定し、それに沿って着実に実施する。 ・ 現時点で使用していない施設等についての計画的な廃止措置を進めるとともに、廃止 措置によって発生する解体物についてはクリアランスを進める。 【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 「勧告の方向性」で求めている重点化について、どの研究開発業務をどのように重点化するかということを目 標として具体化すべき。 o 施設・設備について、①現時点では役割を終えて使用していない施設・設備、②業務の重点化により不要とな る施設・設備の双方について、廃止措置を行う施設・説明、時期等の具体的な目標を明記すべき。 5. 福島第一原子力発電所事故への対応に関する研究開発 【文部科学省による反映箇所】 □ 法人にしかできない研究開発に特化して明確化し実施 ・ 国の政策や社会のニーズを踏まえつつ、具体的な工程のもと、個々の研究開発ごとの ・ 速やかな研究拠点施設の整備、個々の研究開発ごとにいつまでに 成果内容、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措置等への提供・活用方法等を具体化 どのような成果を得、廃炉事業にどのように提供・活用するかを具 し、関係機関と連携して進めるとともに、諸外国における廃止措置等に関する研究開発 体化、着実な実施 成果、廃止措置等の進捗状況、政府や原子力損害賠償・廃炉等支援機構及び東京電力等 □ 諸外国の研究開発成果、廃炉事業の進ちょく状況、関係機関との の関係機関との役割分担等を踏まえ、外的要因や研究開発の重点化・中止等について基 役割分担等を踏まえ、研究開発の重点化・中止等の見直しを行いつ づいて随時見直していく。 つ推進 機構でなければ実施することができないものに特化して明確化 ・ 中長期的な視点での現場ニーズを踏まえた、東京電力福島第一原子力発電所の廃止措 置等の円滑な実施に貢献する基礎基盤的な研究開発を本格化。 環境モニタリング・マッピング技術開発や環境動態に係る包括的評価システムの構築 並びに除去土壌の減容等に係る基盤技術の開発を進め、その成果について、民間移転等 も含めた技術提供を行う。 ・ 「廃止措置等に向けた中長期ロードマップ」に示されているモックアップ試験施設や 放射性物質分析・研究施設の設計・建設等を進め、速やかに運用を開始する。

	【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 o どの研究開発に特化するのかを具体的に明記すべき。
	o 上記で明記した研究開発について、「勧告の方向性」で求めている「個々の研究開発の実施方法、成果内容・時期、活用方法等」について、具体的かつ明確に記載すべき。
6. 核融合研究開発	【文部科学省による反映箇所】
□ 次期中長目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程等の明確	・ 量子科学研究に関する総合的な研究開発の親和性・発展性の観点から、核融合研究開
化及び着実な移管	発を機構から分離し、放射線医学総合研究所へ統合するための具体的な工程等を早期に
	策定し、円滑に実行する。
	【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 o 具体的な工程等を策定するために必要な実施方法、成果内容・時期目標を具体的に明記すべき。
7. ISプロセス(連続水素製造試験装置)による研究開発	【文部科学省による反映箇所】
□ 次期中長期目標において研究成果時期、内容の明確化	・ 水素製造技術については、本中長期目標期間内に、工学規模での水素製造の信頼性等
・ 早期に研究成果を取りまとめ、民間等へ移転	工学的な研究開発を完了させるとともに、経済性の観点も踏まえつつ将来の実用化や技
	術の民間移転等に向けた研究目標と成果を明確化し、これらの研究成果を取りまとめ、
	民間等へ移転する道筋をつける。
	【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 「動生の方向性」を適切に反映させるための案】
	o 「勧告の方向性」で求めている「いつまでにどのような成果を得るかを明確化」について、①工学的な研究開発の完了時期、②その後の民間移転の時期の双方を具体的に目標として明記すべき。
8. 量子ビーム研究の一部移管の着実な実施	【文部科学省による反映箇所】
□ 次期中期目標期間中の早期に、移管までの具体的な工程等の明確	・ 量子科学研究に関する総合的な研究開発の親和性・発展性の観点から、量子ビーム応
化及び着実な移管	用研究の一部を機構から分離し、放射線医学総合研究所へ統合するための具体的な工程
	等を早期に策定し、円滑に実行する。
	【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 o 具体的な工程等を策定するために必要な実施方法、成果内容・時期目標を具体的に明記すべき。
	○ 具体的な工程等を発足するために必要な実施方法、成業内各・時期目標を具体的に明記すべき。 【文部科学省による反映簡所】
□ 廃止までの工程・時期、廃止後の法人における研究開発体系、施	・ 東海再処理施設については、使用済燃料のせん断や溶解等を行う一部の施設の使用を
ー 設の処分計画等の明確化及び着実な措置	取りやめ、廃止措置計画を申請する方向で、廃止までの工程・時期、廃止後の使用済燃
	料再処理技術の研究開発体系の再整理、施設の当面の利活用及びその後の廃止措置計画
	等について明確化。
	【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】 o 「勧告の方向性」で求めている「廃止までの工程・時期、廃止後の法人における研究開発体系、施設の処分計画等の明確化」について、廃止、廃止後の研究開発体系の確立、処分、処分後の研究開発それぞれの具体的な時期を目標として明記すべき。

10. 自己収入の確保

□ 利用料収入の増加のための取組の一環として、速やかに、利用料 金の軽減措置について見直し

11. 保有資産の処分等

- □ 旧展示施設について、早急に必要性を検証し処分。展示施設についても可能な限り早期に必要性を検証し処分
- ・ その他の保有資産についても保有の必要性の検証、具体的な計画 のもとに処分等を着実に推進

【文部科学省による反映箇所】

共同研究収入、競争的研究資金、受託収入、施設利用料収入等の自己収入の増加等に 努め、より健全な財務内容とする。

【文部科学省による反映箇所】

- ・ 「改革の基本的方向」を踏まえて実施した改革において示した施設の廃止、展示施設の移管を着実に進める。展示施設については、早期に機構が保有する必要性について検証し、必要性がなくなったと認められるものについては着実に処分を進める。展示施設以外の保有資産についても、引き続き機構が保有することの必要性について厳格に検証し、具体的な計画のもとに、処分等を着実に推進する。
- ・ 将来の研究開発ニーズや原子力規制行政等への技術的支援のための安全研究ニーズ、 改修・維持管理コスト等を総合的に考慮し、業務効率化の観点から、役割を終えて使用 していない施設・設備については速やかに廃止措置を行うとともに、既存施設の集約・ 重点化、廃止措置に係る計画を策定し着実に対応する。

【「勧告の方向性」を適切に反映させるための案】

o 施設・設備の必要性の検証、廃止、処分、移管等それぞれの時期を目標として明記すべき。

12. 調達業務における透明性及び効率性の確保

- □ 複数者応札で落札率 100%等の案件について、契約監視委員会等 における原因分析の徹底及び改善措置
- ・ 特殊な仕様内容の案件等、必要に応じ最適な契約方式への見直し

【文部科学省による反映箇所】

・ 研究開発等に係る物品、役務契約等については、安全を最優先としつつ、最適な契約 方式を確保することで、契約の適正化を行う。また、一般競争入札等により契約を締結 する際には、更なる競争性、透明性及び公平性を確保するための改善を図り、適正価格 での契約を進める。

〇 国立がん研究センター(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成32年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 1. 研究開発事業の見直し ・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 	・ 「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定) に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発や、「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定)に基づき策定された「がん研究 10 か年戦略」(平成 26 年 3 月 31 日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認)を踏まえた対策など、研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 ・ 具体的には、 遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための診断・治療法の研究開発 難治性がん、希少がんなどを中心とした新規治療法の研究開発 童話子ットワークを活用し、個人や集団に対しより最適化された標準治療開発のための多施設共同臨床研究 がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究 がんのリスク・予防要因を究明するための精度の高い疫学研究及び前向き介入研究
2. 医療事業の見直し ・ 独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、 その結果を公表。	・ 各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
3. 人材育成事業の見直し ・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。	・ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。
 4.情報発信事業の見直し がん登録のデータを更に活用すること等により、医療の均てん化等に取り組むこと。 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。 	 最新の5年生存率などのデータを整理し、医療の均てん化等を促進する。 関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努める。
5. 政策提言業務の見直し ・ 今後は、法人として提言書をとりまとめ、国へ提言を行うこと。	・ 科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科 学的見地から国への専門的提言を行うこと。
6. バイオバンク整備事業の見直し外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。	・ 詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するとともに、外 部機関へ提供できる仕組みを構築するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図 る。

〇 国立循環器病研究センター(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成32年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 1. 研究開発事業の見直し ・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 	「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定) に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 具体的には、 より実用性の高い人工心臓、人工血管や急性心筋梗塞患者の救命治療における超小型補助循環システム等医療機器の研究開発 本態や発症機序が明確でない循環器疾患における医工学融合による疾患毎患者毎に最適と考えられる新規治療法の研究開発 致命的循環器疾患の救急治療法や難治性循環器疾患の革新的治療法の研究開発 成人先天性心疾患のような診療科横断的な疾患について、標準治療法を開発するための多施設共同研究 疾患コホートと住民コホートの連携による科学的根拠に基づいた予防法の研究開発 疾患コホートと住民コホートの連携による科学的根拠に基づいた予防法の研究開発
2. 医療事業の見直し ・ 独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、 その結果を公表。	・ 病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。
3. 人材育成事業の見直し ・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。	・ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 4. 情報発信事業の見直し ・ 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。 	 関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。 関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努める。
5. 政策提言業務の見直し ・ 今後は、法人として提言書をとりまとめ、国へ提言を行うこと。	・ 科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科学的見地から国への専門的提言を行うこと。
6. バイオバンク整備事業の見直し外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。	・ 詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するとともに、外 部機関へ提供できる仕組みを構築するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図 る。

〇 国立精神・神経医療研究センター(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成32年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 1. 研究開発事業の見直し ・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 	「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定) に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。改正精神保健福祉法に基づく良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針(平成 26 年 3 月 7 日厚生労働省告示第 65 号)を踏まえ、調査、研究・開発、医療の提供、技術者の研修等に努めるものとする。また、「自殺総合対策大綱」(平成 24 年 8 月 28 日閣議決定)を踏まえ、自殺予防総合対策センターにおいて、情報の収集・整理・分析及び提供を推進するとともに、地方公共団体等に対して、必要な情報の提供、その活用の支援等を推進するものとする。 具体的には、 人工核酸医薬品等を用いた、これまで治療薬がなかった筋ジストロフィーの治療薬の研究開発 従来の作用機序とは異なる、副作用が少なくかつ成績良好な多発性硬化症の治療薬の研究開発 他疾患に対する既存薬の多発性硬化症及び視神経脊髄炎への適応拡大を目的とした研究開発 神経難病における既存の治療法に対する治療反応性の検証による適正な治療選択法の研究開発 バイオマーカー、臨床脳画像等の活用による、パーキンソン病、統合失調症、うつ病、発達障害等の客観的評価に耐える診断・治療法の研究開発 精神疾患等に対するバイオバンクを活用したエビデンスに基づく医療及びゲノム医療の実現のためのコホート研究並びに精神保健に関する疫学研究に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
2. 医療事業の見直し ・ 独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、 その結果を公表。	・ 病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。
3. 人材育成事業の見直し ・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。	・ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。
 4. 情報発信事業の見直し ・ 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。 	 関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。 関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努める。
5. 政策提言業務の見直し ・ 今後は、法人として提言書をとりまとめ、国へ提言を行うこと。	・ 科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科 学的見地から国への専門的提言を行うこと。
6. バイオバンク整備事業の見直し外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。	・ 詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するとともに、外 部機関へ提供できる仕組みを構築するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図 る。

〇 国立国際医療研究センター(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成32年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 1. 研究開発事業の見直し ・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 	「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定) に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 具体的には、 新興・再興感染症や顧みられない熱帯病といった国際的な感染症に対する革新的な診断・治療法の研究開発 エイズ、肝炎、糖尿病・代謝性疾患及び免疫疾患に対する新たな医薬品や予防・診断・治療法の研究開発 感染症や糖尿病・代謝性疾患、肝炎、免疫疾患等のバイオリソースの収集を進め、遺伝子の解析等による未来型医療を実現するための予防・診断・治療法の研究開発 エイズ等の病態解明のためのコホート研究 国際的視点に基づく保健医療サービスに関する研究開発に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。
2. 医療事業の見直し ・ 独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、 その結果を公表。	・ 各病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。
3. 人材育成事業の見直し ・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。	・ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 4.情報発信事業の見直し ・ 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。 	 関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。 関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努める。
5. 政策提言業務の見直し今後は、法人として提言書をとりまとめ、国へ提言を行うこと。	・ 科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科 学的見地から国への専門的提言を行うこと。
6. バイオバンク整備事業の見直し・ 外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。	・ 詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するとともに、外 部機関へ提供できる仕組みを構築するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図 る。

〇 国立成育医療研究センター(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成32年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 1. 研究開発事業の見直し ・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 	・ 「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定) に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発や、「がん対策推進基本計画」(平成 24 年 6 月 8 日閣議決定) に基づき策定された「がん研究 10 か年戦略」(平成 26 年 3 月 31 日文部科学大臣・厚生労働大臣・経済産業大臣確認)を踏まえた対策など、研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。 ・ 具体的には、
2. 医療事業の見直し ・ 独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、 その結果を公表。	 に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。 病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。
3. 人材育成事業の見直し ・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。	・ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習 を実施し、普及に努める。

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 4.情報発信事業の見直し ・ 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。 5.政策提言業務の見直し 	 関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。 関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努める。
・ 今後は、法人として提言書をとりまとめ、国へ提言を行うこと。	・ 科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科学的見地から国への専門的提言を行うこと。
6. バイオバンク整備事業の見直し外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。	・ 詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するとともに、外 部機関へ提供できる仕組みを構築するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図 る。

〇 国立長寿医療研究センター(国立研究開発法人)(新中長期目標終了年度:平成32年度)

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
 1. 研究開発事業の見直し ・ 国の医療政策における本法人の果たすべき役割を次期中長期目標に具体的かつ明確に記載。 ・ 本法人として取り組むべき研究開発に重点化し、次期中長期目標には具体的かつ明確な目標を定めること。 	「健康・医療戦略」(平成 26 年 7 月 22 日閣議決定) に即して策定された「医療分野研究開発推進計画」(平成 26 年 7 月 22 日健康・医療戦略推進本部決定)を踏まえ、臨床研究及び治験の更なる推進、ゲノム医療の実現化など新たな治療法に関する研究開発に重点的に取り組むとともに、各研究開発の質の向上に努めるものとする。また、「認知症施策推進総合戦略(新オレンジプラン)」、「社会保障制度改革国民会議報告書(平成 25 年 8 月 6 日)」を踏まえ、認知症施策などの推進に努めるものとする。 ・ 具体的には、 ○ 認知症の先制治療薬、早期診断技術の開発や予防(コグニサイズの発展・改良など)方法の確立等の研究開発 ○ フレイル・ロコモなどの老年病に関する診断・予防についての研究開発 ○ 歯髄幹細胞を用いた再生医療についての研究開発 ○ 2025 年問題を見据えた在宅医療や終末期医療、認知症患者の徘徊対策等の老年学・社会科学的な研究開発 ○ バイオバンクと連携した老化・老年学に関する大規模コホート研究
2. 医療事業の見直し・ 独自の臨床評価指標を策定したうえで、医療の質の評価を実施し、 その結果を公表。	に取り組むなどして、重点的な研究・開発を実施すること。 病院の医療の質や機能の向上を図る観点から、センターとして提供することを求められている医療のレベルに見合った臨床評価指標を策定し、医療の質の評価を実施し、その結果を情報発信する。
3. 人材育成事業の見直し ・ 本法人の有する高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するよう、研修内容を見直し。	・ 高度かつ専門的な医療技術に関する研修を実施するなど、モデル的な研修及び講習を実施し、普及に努める。

「勧告の方向性」における主な指摘事項	新中(長)期目標(案)等のうち、指摘事項に対応する記述
・ 専門修練医制度の設置を検討。	・ 専門修練医用の研修プログラムの作成など専門修練医制度を整備する。
 4. 情報発信事業の見直し ・ 関係学会とも連携しつつ、担当疾患に係る全国の中核的な医療機関間のネットワークを構築し、医療の均てん化等に取り組むこと。 ・ 学会と連携し、診療ガイドラインの作成に更に関与するとともに、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努めること。 	 関係学会とも連携しつつ、ゲノム情報、診療データ、患者レジストリ等を活用し、研究分野において指導力を発揮するとともに、センターが担う疾患にかかる中核的な医療機関間のネットワーク化を推進し、高度かつ専門的な医療の普及を図り、医療の標準化に努める。 関係学会とも連携しつつ、診療ガイドラインの作成に更に関与するものとし、ホームページを活用すること等により、診療ガイドラインの普及に努める。
5. 政策提言業務の見直し ・ 今後は、法人として提言書をとりまとめ、国へ提言を行うこと。	・ 科学的根拠に基づき、かつ、患者を含めた国民の視点に立ったものにするため、科 学的見地から国への専門的提言を行うこと。
6. バイオバンク整備事業の見直し外部の医療機関からもバイオリソースの収集を行うことを検討するとともに、それらを共同研究以外でも外部機関へ提供できる仕組みを構築。	・ 詳細な臨床情報が付帯された良質なバイオリソースを収集・保存するとともに、外 部機関へ提供できる仕組みを構築するなどバイオバンク体制のより一層の充実を図 る。